（受給権者の申出による職務障害年金の支給停止に係る届出等）

第二十七条の四　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする職務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

（受給権者の申出による職務障害年金の支給停止の撤回等）

第二十七条の五　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする職務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

（職務障害年金の額の改定の請求）

第二十七条の六　職務障害年金の受給権者は、法第二十五条において準用する組合法第八十五条第一項又は第二項の規定により当該職務障害年金の額の改定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

2～4　［略］

（障害の状態等に関する届出）

第二十七条の七　職務障害年金の受給権者であつて、その障害についての程度の診査が必要であると事業団が認めたものは、事業団が指定した日（以下「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該職務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二・三　［略］

2～4　［略］

（職務障害年金の障害非該当の届出）

第二十七条の八　職務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び本人確認番号

二～四　［略］

（職務遺族年金の決定の請求）

第二十八条　職務遺族年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所、個人番号及び基礎年金番号並びに請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係

二～十三　［略］

2～4　［略］

（受給権者の申出による職務障害年金の支給停止に係る届出等）

第二十七条の四　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第一項の規定による申出をしようとする職務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

（受給権者の申出による職務障害年金の支給停止の撤回等）

第二十七条の五　法第二十五条において準用する組合法第七十五条の五第二項の規定による申出の撤回をしようとする職務障害年金の受給権者は、次に掲げる事項を記載した申出書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

（職務障害年金の額の改定の請求）

第二十七条の六　職務障害年金の受給権者は、法第二十五条において準用する組合法第八十五条第一項又は第二項の規定により当該職務障害年金の額の改定を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

2～4　［同上］

（障害の状態等に関する届出）

第二十七条の七　職務障害年金の受給権者であつて、その障害についての程度の診査が必要であると事業団が認めたものは、事業団が指定した日（以下「指定日」という。）までに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該職務障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二・三　［同上］

2～4　［同上］

（職務障害年金の障害非該当の届出）

第二十七条の八　職務障害年金の受給権者は、障害の程度が障害等級に該当しなくなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号

二～四　［同上］

（職務遺族年金の決定の請求）

第二十八条　職務遺族年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。

一　請求者の氏名、生年月日、住所及び基礎年金番号並びに請求者と加入者又は加入者であつた者との身分関係

二～十三　［同上］

2～4　［同上］